

内規

柏楽園町会役員選出要綱

町会規約第 30 条 1 項、2 項、3 項に規定する「町会役員選出」の手續について、以下の要綱を定める。

第 1 章 総 則

(選出事務の管理)

第 1 条 本要綱に定める役員選出に関する事務は、次条に規程する「選挙管理委員会」(以下「選管」という)が管理する。

(選 管)

第 2 条 1. 選管委員は、公示の 1 ヶ月前に執行部以外の会員から班長会で 3 名以上を選出し、委員の中から委員長を互選する。
2. 選管委員は、当該役員改選の候補者となることができない。
3. 選管の任務は、役員の選出をもって終わる。

(会員名簿の確認)

第 3 条 選管は、役員改選にあたり公示日までに、選挙人となる会員名簿の確認をするものとする。

第 2 章 役員改選の公示と立候補の受付

(役員改選の公示)

第 4 条 選管は、役員改選の公示を本会の会員に周知し、選挙管理委員会が指定した日(公示日から 2 週間を経過した日)の前日を締切り日として候補者の受付をする。

(候補者の受付)

第 5 条 役員に立候補する者(推薦の場合も同じ)は、「立候補・推薦候補届出用紙」(以下「届出用紙」という)に必要な事項を記入署名捺印し、受付期間内に選管に直接手渡し、「届出受理書」を受け取るものとする。

(立候補受付の確認)

第 6 条 1. 選管は、「届出用紙」の受付枚数、候補者の氏名および選挙の要・

- 不要を確認し、選管長が受付締切り後、すみやかに班長に周知する。
2. 選管長は、前項で確認済みの「届出用紙」を改選日まで保管するものとする。

第3章 選 挙

(選挙の期日)

- 第 7 条 会長または監査の候補者が定数を越え選挙が必要な場合は、選管が選挙日を決め、立候補受付締切り後3週間以内に行うものとする。

(選挙の告示)

- 第 8 条 選管は、選挙を行うにあたり、候補者名、選挙日、投票会場等選挙に関する事項を班長会で告示するものとする。

(選挙の方法)

- 第 9 条
1. 選挙は、無記名による投票によって行う。
 2. 投票は、当町会に居住する会員所帯に一票とする。
 3. 「投票用紙」は、選挙の当日、投票会場において選管より直接選挙人に交付する。委任投票は認めない。
 4. 選管は、投票終了後直ちに開票し、最多得票者より当選人として、その結果を会員に周知させるものとする。

(選挙運動)

- 第 10 条
1. 候補者は、自己の所信を、A4版1枚以内で文書にし、選管を通して会員に周知させることができる。
 2. 候補者は、届出が受理された日から選挙日までの間、投票を得るために選挙人への戸別訪問をしないものとする。

第4章 役員選考委員会

(構成と候補者の推薦)

- 第 11 条
1. 会長または監査の候補者が定数未満の場合は、選管と執行部で構成する「役員選考委員会」を設け、直ちに推薦候補者の選考に入り、総会の前日までに候補者を決定し、総会に諮るものとする。
 2. 「役員選考委員会」で推薦が困難な場合は以下の方法により選出する。
 - (1) 当該年度の役員選出に備え、前年度の最後の班長会議において、全班長から役員候補若干名を選出する。
 - (2) 役員候補のうち3名を「会長(1)、副会長(2)」とし、他の者は各執行役員・会計等の候補に就任する。
 - (3) 役員選考委員会は(2)項で決定した役員候補を役員として総会に

推薦して諮る。

- (4) 会長・副会長になった場合は、次回役員への選出を辞退することができる。
- (5) 監査3名は欠員が生じた場合は前年度の役員の中から推薦する。

付 則

- 1. 本要項は、平成10年1月1日より適用する。
- 2. 役員選出に関わる各用紙は選管で制定する。
- 3. 本要項は、平成21年1月18日より適用する。
- 4. 本要綱は2025年4月20日の住民総会の議決のあった日から施行する。

以 上